

第3章 都市公園等

第1節 都市公園の整備

都市及びこれら周辺の地域における樹林地、草地、耕地、水辺地等の自然地域は、大気浄化、気象緩和、無秩序な市街地化の防止、公害、災害の防止等に大きな役割を果たすとともに、地域住民の人間形成にも大きな影響を与えるものであることから、健全な都市環境上不可欠なものとして積極的に保護し、育成していく必要があります。このため、都市公園法に基づいて、都市における自然環境の保全と景観の向上を図るための都市公園の整備を積極的に行っています。

また、都市計画法及び宮崎県風致地区条例に基づき、都市における良好な自然的景観を形成している地域について、4市3町の14地区約646.4haを指定して風致を維持し、都市環境の保全を図っています。

なお、本県における都市公園の整備状況は、表5-3-1（資料編P342参照）のとおり、663か所1,631.38haであり、都市計画区域内の人口一人当り公園面積は約17.2㎡です。これは、全国一人当りの公園面積約8.4㎡を大幅に上回っていますが、今後は21世紀初頭を目標として、都市環境の改善や災害時の避難地の確保を図り、さらに増大するスポーツレクリエーション需要に対応するため、都市公園の均衡ある整備を図っていくこととしています。

また、リゾート構想地域における海と緑を活用したリゾート基地の形成を図るため、中核となる都市公園の整備を図っていくこととしています。

第2節 沿道修景等の推進

1 沿道修景

本県では、みどりあふれる住みよい郷土を築くために、「宮崎県沿道修景美化条例」や「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」を制定するなどにより、郷土美化を推進しています。

沿道修景事業は、県内の沿道においてすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的としています。「宮崎県沿道修景美化条例」に基づく沿道自然景観地区等の指定現況は、表5-3-2のとおりです。

表5-3-2 沿道自然景観地区等指定の現況（平成14年3月末現在）

名称	指定地区等	備考
沿道自然景観地区	18 地区	面積 1,026.09 ha
沿道修景植栽地区	81 地区	延長 186 km
沿道修景指定樹木	66 か所	

2 屋外広告物

屋外広告物について、郷土の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物と地域環境との調和を図り、地域の良好な景観形成に資するため、屋外広告物条例による規制、指導を行っています。

第3節 緑地環境の整備

1 工場の緑化

(1) 現況

工場緑化については、従来より誘致企業と立地協定を締結する際、協定書の中に「工場の環境を整備するため、緑化については積極的に配慮する」旨を明記しており、既存の工場を含めて普及啓発を行い、工場緑化を奨励しています。また、誘致企業に限らず、工場を新設若しくは増設する場合において、一定規模以上の工場は、工場立地法に基づき緑地面積率を20%以上設置することが義務づけられており、積極的な緑地の確保について重点的に指導しています。

注 工場立地法に基づく届出義務のある一定規模以上の工場とは、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場です。

(2) 今後の課題

今後の工場は、生産施設だけでなく、地域の人々からも快く受け入れられ、従業員も気持ちよく働ける環境を提供する考え方で建設されるべきです。

特に、樹木等の緑は、人間性の向上と健康の増進に役立つとともに、大気の浄化、温湿度の調整、騒音の防止等の効果もあるところから、工場建設に際しては、生産施設と同時に、緑地についても並行して計画を進めていくことが必要です。例えば、工場周辺に緑をめぐらし、並木道や芝生の広場等を配置し、それにマッチした形で工場を設置するなど、全体として公園を思わせる、いわゆるインダストリアル・パークのような形態のものが望まれます。

また、このことは、既存の工場についてもいえることであり、つとめて緑化を図る必要があります。

2 公共施設の緑化

(1) 学校

「太陽と緑の国」と呼ばれる本県にふさわしい、緑あふれる明るい教育環境を創造することで、心身ともに健康で豊かな人間性をもった児童生徒を育成するため、学校の緑化を推進しています。

県立学校緑化事業の実施にあたっては、学校環境緑化教育推進モデル校を指定し、学校の地形や修景に配慮した緑化を心がけています。

平成13年度の県立学校緑化事業は、表5-3-3のとおり実施しました。

表5-3-3 県立学校緑化事業（平成13年度）

学 校 名	緑地（整備）面積	事 業 費
本 庄 高 等 学 校	50㎡	798千円
延 岡 南 養 護 学 校	59㎡	1,062千円
計	109㎡	1,860千円

(2) 港 湾

港湾緑地の整備は、港湾環境の快適性を高めるとともに、周辺地域の自然環境の保全、生活環境の改善を図り、地域社会と一体となった港湾空間をつくりだすことを目的としています。

本県においては、円滑な港湾活動と地域社会との結びつきの強化を図るため、表5 - 3 - 4のとおり緑地の整備を進めています。

表5 - 3 - 4 港湾緑地の整備状況 (平成14年4月1日現在)

港 名	全体計画面積 (m ²)	整備済面積 (m ²)
細 島 港	81,000	36,000
宮 崎 港	359,000	136,800
油 津 港	152,000	20,000
古 江 港	2,900	2,900
延 岡 新 港	14,400	14,400
外 浦 港	5,300	5,300
福 島 港	10,200	2,700

第4節 河川等の環境整備

1 河川

河川は、古来より自然発生的に形成され、水辺の生物とそれを取り囲む美しい自然環境のもとに、固有の文化を育み、地域社会に潤いを、人々へやすらぎを与えてきました。

河川もまた、経済社会の発展とともに、大きな変貌を余儀なくされていますが、近年、河川環境の特性が再び脚光を浴び、地域住民の潤いのある生活空間の一部として、河川環境に大きな期待が寄せられています。

こうした背景において、本県では、平成9年度を初年度とする第9次治水事業七箇年計画に基づき、河川改修、ダム建設等を計画的に実施し、治水上の安全を確保しながら、親水性の向上や河川に生息する動植物の生態系の保全、良好な河川景観の保全・創造を図るなど、「うるおいのある水辺づくり」を積極的に推進しています。

表5-3-5 河川環境整備の実績

(単位：千円)

事業名	工種	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
公共事業	ダム周辺環境整備	30,000	46,500	119,700	174,300	105,000	171,000	136,800	-	-	-	-	-
	河川環境整備	18,000	24,000	24,000	42,000	18,000	24,000	69,000	42,000	39,000	36,000	12,000	21,000
単体事業	ひむかの川辺づくり事業	-	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	155,000	150,000	150,000	150,000	150,000	146,000
	水と緑の渓流づくり事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	20,000
	ふれあい渓流づくり事業	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-
	渓流の自然石活用事業	-	-	-	-	40,000	40,000	20,000	-	-	-	-	-
	地方特定河川等環境整備事業	-	-	625,000	761,000	567,000	931,000	1,419,000	300,000	369,000	250,000	215,000	5,000

(は、砂防、ダム、災害分を含みます。)

2 漁港の環境整備

漁港は、漁業生産活動の拠点であるとともに、漁村地域の住民にとっては日常生活の場でもあります。

快適で潤いのある漁港空間を形成するためには、緑地・広場等の公園整備をはじめとする環境整備事業や生活雑排水の適正な処理、漁港及び漁港周辺の清掃等、地域と一体となった美化活動を促進する必要があります。

漁港における環境整備関連事業の実績は、表5-3-6のとおりです。

表5-3-6 漁港環境整備事業の実績 (単位：千円)

事業名	内 容	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13年度
公 共	緑地広場	35,000	10,000	56,740	111,000	25,000	105,000	80,000	130,000	70,000
	小 計	35,000	10,000	56,740	111,000	25,000	105,000	80,000	130,000	70,000
県 単 独	緑地管理	659	659	659	7,230	8,987	9,184	8,931	8,171	8,171
	廃油処理	515	515	515	-	-	-	-	-	-
	海洋清掃	4,227	274,2	4,227	4,185	4,986	5,789	6,042	5,300	5,300
	環境整備	-	101,640	36,290	-	20,000	-	-	-	-
	そ の 他	247	247	247	247	247	247	247	247	247
	小 計	5,648	107,288	41,938	11,662	34,220	15,220	15,22	13,718	13,718
合 計		40,648	117,288	98,678	122,662	59,220	120,220	95,22	43,718	83,718

3 海岸の環境整備

海岸整備においては、近年の余暇時間の増加やゆとりを大切にするライフスタイルの浸透を背景に、本来の海岸保全機能の確保を基本としつつ、海岸利用者の立場に立った、快適で親しみやすい海岸の整備が望まれています。

また、多くの生物が生存し、人と生物とのふれあいの場となる海岸では、自然環境に配慮した整備を進めていく必要があります。

このような考えにより、人と自然にやさしく、また憩いの場の提供として海岸環境整備を行っています。

表5-3-7 海岸環境整備事業の実績 (単位：千円)

事業名	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度
公 共	海岸環境	549,000	525,000	411,000	379,200	240,000	339,900
	環境局改	-	-	-	-	-	-
計		549,000	525,000	411,000	379,200	240,000	339,900
県 単	海岸環境	280,000	310,000	120,000	165,000	165,000	180,000
	計	280,000	310,000	120,000	165,000	165,000	180,000
合 計		829,000	835,000	531,000	544,200	405,000	519,900